

第 2 2 号議案

豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び豊川市長等の給与に関する条例の一部改正について
豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び豊川市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び豊川市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
(豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（昭和 3 1 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議員報酬) 第 2 条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>563,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>513,000円</u> (3) 議員 月額 <u>480,000円</u>	(議員報酬) 第 2 条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>562,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>512,000円</u> (3) 議員 月額 <u>479,000円</u>

(豊川市長等の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 豊川市長等の給与に関する条例（昭和 5 4 年豊川市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第 3 条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>1,072,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>876,000円</u>	(給料) 第 3 条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>1,069,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>874,000円</u>

(3) 教育長 月額 770,000円

(3) 教育長 月額 768,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員の報酬額及び市長等の給与の適正化を図る必要があるからである。